

参 考 資 料

1 栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会委員名簿

種別	所属		委員名	備考
学識経験者	龍谷大学	社会学部臨床福祉学科 教授	村井 龍治	委員長
関係団体	栗東市社会福祉協議会	居宅介護事業所 主任	塚田 祐子	
	作業所代表	なかよし福祉会 第二栗東なかよし作業所 所長	田井中 隆子	
		自立就労センター パレットミル 所長	中山 みち代	
	湖南地域障害者生活支援センター	すくらむ 所長	浅野 和三	副委員長
	精神障害者地域生活支援センター	風 施設長	加藤 千種	
	身体障害者	栗東市身体障害者更生会	三浦 ハナ	
	知的障害者	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	
	障害児	特定非営利活動法人 チョー栗東 元気玉クラブ 専任指導員	檜山 保子	
		サマーホリデーサービス事業親 の会 会長	山本 松美	
	難病	滋賀県難病連絡協議会 (しがなんれん作業所)	藤井 美智代	
行政機関	南部振興局	地域健康福祉部保健福祉課	橋本 善信	
	障害者雇用関係	草津公共職業安定所	片山 博司	
企業	栗東市事業所人権教育 推進協議会	専務理事	三木 武男	
地域	栗東市地域振興協議会 連絡会	会長	田中 廣治	
	栗東市民生委員児童委員 協議会連合会	障害福祉部会連絡会 代表	竹之内 次郎	
	栗東市ボランティア連 絡会	会長	菊池 信子	
一般公募	地域住民		佐多 佳子	
	地域住民		梅景 芳江	

2 栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者福祉を推進するために、障害者基本法（昭和45年法律第84号）9条第3項の規定に基づく栗東市障害者基本計画（以下「基本計画」という。）及び、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく栗東市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定する組織として、栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行う。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画策定の手順に関すること。
- (2) 障害者基本計画書及び障害福祉計画書の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定のために必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、21名以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表するもの
- (3) 行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を市長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて召集し、議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、栗東市健康福祉部家庭・障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、告示日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年3月31日限りでその効力を失う。

3 策定経過

開催日	内 容
平成 18 年 8 月 14 日 ～ 8 月 25 日	<p>アンケート調査実施</p> <p>身体障害のある人 発送数：1,623 件、回収数：1,018 件</p> <p>知的障害のある人 発送数： 273 件、回収数： 140 件</p> <p>精神障害のある人 発送数： 77 件、回収数： 45 件</p>
平成 18 年 9 月 4 日	<p>第 1 回栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会 栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栗東市における障害者施策の状況 ・ 国が示す障害者基本計画及び障害福祉計画について ・ 栗東市における障害者基本計画及び障害福祉計画策定のスケジュール等について <p>アンケート調査について</p> <p>栗東市障害福祉計画のサービスの見込み量について</p>
平成 18 年 11 月	<p>障害者福祉関係団体とのヒアリング実施</p> <p>14 団体</p>
平成 19 年 1 月 22 日	<p>第 2 回栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会 栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画について</p> <p>栗東市障害福祉計画のサービスの見込み量について</p>
平成 19 年 2 月 22 日 ～ 3 月 9 日	<p>パブリックコメントの実施</p>
平成 19 年 3 月 26 日	<p>第 3 回栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会 パブリックコメントについて</p> <p>栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画について</p>

4 用語説明

あ

IT

Information Technology（情報技術）の略称。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す。

アジア太平洋障害者の10年

国連・障害者の10年（1983～1992年）を継承し、障害者施策の推進を図るため、1993年から2002年を期間としている。日本をはじめ、アジア太平洋諸国は10年間の国内行動計画を定めた。日本の定めた「障害者対策に関する新長期計画」は、障害者基本法に基づく障害者基本計画とみなされている。

アスペルガー症候群

自閉症のうち、知的障害を伴わず、言語的コミュニケーションが比較的良好なタイプ。

NPO（民間非営利組織）

Non Profit Organizationの頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

か

学童保育

共働き家庭や母子・父子家庭の、小学生の子どもたちの毎日の放課後の生活を守る施設。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もある。

共同作業所

障害のある人の福祉向上を目的とし、家に閉じこもりがちな障害のある人に働く場と機会を与えて、社会参加意識の向上と自立意識をもたせ、あわせて同じ環境に居る会員相互の交流と自己啓発を促し、将来の本格的な社会参加への足場とする場。

Q O L (生活の質)

Quality of Life の略で、元々は経済学的視点から、生活が量的に豊かになったのちは質の向上をめざすべきという意味で使われた。リハビリテーションにおいては、近年「A D L から Q O L へ」という形で、日常生活動作の自立を求めるのではなく、自己決定により、自分らしい生き方を求めるのが真の「自立」であるという考え方が定着し、ますます「生活の質」が注目されている。

グループホーム

地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、数人の知的(精神)障害のある人が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

ケアホーム

障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一つで、サービス名は「共同生活介護」。重度の知的(精神)障害のある人が主として夜間に介護サービスを受けながら生活する共同入居施設。

ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保険・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が充分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する相談・助言、必要な手続や利用料の支払いに関する便宜供与など、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うこと。

更生施設

18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、個別・集団活動を通して、基本的な日常生活を習得することにより、自立、活動ができるように支援する施設。

湖南就労サポートセンター

湖南 4 市（草津市、守山市、栗東市、野洲市）で行なっている就労困難者等の就労支援活動をサポートする施設。情報収集・分析された情報を逐次 4 市に提供している。

コミュニケーション

言葉や文字などの手段により視覚・聴覚に訴えて、意思・感情・思考を伝達し合うこと。

コミュニティセンター

地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるための施設。公民館・図書館・学校・公園など。

さ

サービス調整会議

障害のある人の多様なニーズに見合う福祉、保健、医療等の各種サービスを総合的に調整し、及び推進するための会議。ニーズの把握、要援護者台帳の作成、健康状態、経済状態、家庭環境等を踏まえた具体的処遇方策の確立、関係サービス提供機関へのサービス提供の要請などをとりおこなう。

支援費制度

行政が「行政処分」として障害のある人サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害のある人がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。

支援費制度の下では、障害のある人がサービスを選択することができ、障害のある人の自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供される。この制度は平成 15 年度から平成 18 年度まで実施。

滋賀県障害者施策長期構想 2010

平成 5 年 6 月に策定した滋賀県障害者対策新長期構想(目標年次平成 12 年度)に代わり、21 世紀における滋賀県の障害のある人施策の指針を示すため策定された障害のある人のための施策に関する基本的な計画。目標年次は平成 22 年度。

社会福祉協議会

行政関与によって戦前から戦中に設立された民間慈善団体の中央組織・連合会及びその都道府県組織を起源とする組織で、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。略して社協と称される。

就労移行支援

障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、一般企業等への就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を受けるサービス。

就労継続支援

障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種で、一般企業等への就労が困難な人が、就労の機会を得るとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受けるサービス。

授産施設

身体上・精神上の理由または世帯の事情により就業能力が限られている者を入所・通所させ、就労または技能の習得のために必要な機会・便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設。

障害者基本法

障害のある人（定義：身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者自立支援法

「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ために定められた日本の法律である。支援費制度に代わり、障害のある人に費用の原則1割負担を求め、障害のある人の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援をする法律。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障害のある人の職業生活において自立を促進するための措置を総合的に講じ、もって障害のある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

ショートステイ

介護を行う者の疾病その他理由により居宅において介護を受けることができず一時的な保護を必要とする障害のある人を入所施設等に保護するもの。

身体障害のある人

身体障害者福祉法により、18歳以上の者であって、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた者。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部機能障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

精神障害のある人

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「統合失調症、中毒性精神病、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護の対象としている。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態であると認めた者に交付する手帳。精神障害の等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

精神病質

精神医学用語の一つとして用いられた概念でサイコパスとも呼ばれる。生まれつき性格が正常から逸脱していて、その人格の異常性に自ら悩むか、あるいはその異常性のために社会が悩む異常人格。

成年後見制度

知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・高脂血症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

そううつ病

内因性精神病のひとつ。快活な気分が支配的となる躁状態と、その逆に憂鬱な気分が支配的となる鬱状態とが交互に、またはどちらか一方だけが現れ、中間期には正常な精神状態に復する。

相談支援事業

地域の障害のある人等の福祉に関する問題について、障害のある人、障害児の保護者又は障害のある人等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行とともに、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与する事業。

た

地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業であり、法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村等は、障害のある人が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。

知的障害のある人

知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

デイケア

障害者を日中に預かり、リハビリテーション（娯楽や作業含む）や日常生活などの世話等を行うこと。

デイサービス

在宅の障害のある人等に施設に通ってもらい、入浴、食事の提供、機能回復訓練、介護方法の指導など各種の便宜を日帰りで提供するサービス。

てんかん

発作的な痙攣、意識障害を反復する状態。遺伝的素因または外傷・腫瘍などによって起こる慢性の脳障害で、突然意識を失って倒れる大発作のほか、瞬間的に意識を失う小発作、急に無意味な動作を始める精神運動発作、頭痛・吐き気などの起こる自律神経発作がみられる。

統合失調症

schizophrenia：妄想や幻覚などの多彩な症状を示す精神疾患の一つ。WHO国際疾病分類第10版（ICD-10）ではF20。発病率は全人口の1%程といわれている。

特定子会社制度

障害のある人の雇用に特別の配慮をした子会社の設立が、一定の要件を満たしている場合、その子会社に雇用されている労働者は親会社に雇用されているものとみなして、親会社の障害者雇用率を計算することができる制度。

特別支援教育

特殊教育の対象だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な

日常生活用具の給付

在宅の重度障害のある人に対し、浴槽、特殊便器、拡大読書器などの日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉を増進することを目的とする。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障害のある人福祉の最も重要な概念。障害のある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を教授できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

は

発達障害者支援法

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症といった発達障害のある子どもを早期発見し、適切な教育や医療につなげる体制を整備する法律。平成 17 年 4 月 1 日施行。発達障害の早期発見と、障害のある人が学校教育や地域生活に必要な支援について国や地方自治体の責務等が規定されている。

働き・暮らし応援センター

障害のある人が働くことにチャレンジし、働き続けるために、地域での就業面や生活面での一体的なサポートを行う機関。障害のある人の地域での職業生活における自立と、社会参加の促進を図る。

パブリックコメント

行政が政策や施策を決定する前に、その案などを広く一般に公表し、そこで得た一般からの意見を踏まえて案を確定する制度。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

福祉教育

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

福祉的就労

一般企業での就労が困難な障害のある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し、生きがいをつくるという意味あいがある。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害のある人の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。一般の民間企業における雇用率は平成 18 年 6 月 1 日現在、1.52%となっている。

ホームヘルパー

高齢者、心身障害のある人の家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物、関連機関等との連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言を業務とする職種。

訪問入浴サービス

寝たきりや身体の障害で、一人で入浴をすることが困難な方のためのサービスで、移動入浴車で居宅に訪問し、寝たままの状態で行き入浴をしていただくサービス。

補装具

身体障害のある人の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称。障害者自立支援法では、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器等が補装具として指定され、障害のある人から申請があったときは、補装具の購入又は修理に要する費用を支給するものとしている。

ボランティア活動

社会事業などの参加や高齢者や障害のある人の介助などを自主的に行い、無償の奉仕活動をする事。

ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の三大機能の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。地域の社会福祉協議会に設置されている。

ま

耳マーク

耳が不自由であることを示すシンボルマーク。耳が聞こえない、聞こえにくいといった、聴覚障害のある人が、見た目には障害が分からないために、誤解されたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりすることを避けるために考案された。

民生委員児童委員

民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活を営むために必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する地域の相談・支援ボランティア。民生委員・児童委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。

や

ユニバーサルデザイン

障害のある人・ない人の別はなく、すべての人にとって使い易い形状や機能が配慮された造形、設置。

ら

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障害を持つ方の人間的復権を理念として、障害のある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

療育手帳

児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障害のある人は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

レスパイトサービス

在宅の障害のある人等を、家庭の必要に応じて日中または宿泊で一時的に預かったり、家族に代わって送迎するなどのサービスを行う事業。障害者自立支援法等に規定する公的サービス以外のサービス。